

文書名	認証業務規程別表 1
管理番号	B 0 1 - 0 9
承認日	2022年6月9日

認証業務規程別表 1 認証手数料の額および徴収方法（第 9 条関係）

1. 認証手数料

有機農産物についての生産行程管理者

ほ場・採取場・栽培場（原木林地栽培）の申請ほ場面積

申請ほ場面積	認証手数料	
10アール以内	33,000円	*200アールを超える場合は30アールごとに3,300円を加算。
20アール以内	35,750円	*グループ申請の場合は2名以降11名まで1名につき13,200円を加算する。12名以降は1名につき11,000円を加算する。
30アール以内	38,500円	
40アール以内	44,000円	*グループ申請でなくても申請ほ場等が複数県にまたがるなど広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について13,200円を加算する。
50アール以内	49,500円	
75アール以内	55,000円	
100アール以内	60,500円	
150アール以内	66,000円	
200アール以内	71,500円	

施設栽培きのこ・スプラウト類

個人の生産行程管理者／ 77,000円

団体及び法人の生産行程管理者／132,000円

*グループ申請の場合は2名以降11名まで1名につき13,200円を加算する。12名以降は1名につき11,000円を加算する。

*グループ申請でなくても申請施設等が複数県にまたがるなど広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について13,200円を加算する。

有機加工食品についての生産行程管理者

個人の生産行程管理者／ 77,000円

団体及び法人の生産行程管理者／132,000円

*複数の工場を一体的に申請する場合は2工場以降1工場について認証手数料と同額を加算する。

小分け業者

個人の生産行程管理者／ 77,000円

団体及び法人の生産行程管理者／132,000円

*二種類の農林物資について小分けする事業者にあっては一方の認証手数料を半額に減免する。

*複数の事業所を一体的に申請する場合は2事業所以降1事業所について認証手数料の半額を加算する。

2. 認証手数料の徴収方法

申請書受理通知が当該登録認証機関から申請者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年 2月23日改定
3. 2014年 2月11日改定、同年4月1日より発効
4. 2014年 6月28日改定
5. 2017年 1月31日改定
6. 2017年 7月26日改定
7. 2017年12月18日改定、2018年 4月 1日より発効
8. 2019年 7月 2日改定、2019年10月 1日より発効
9. 2022年 6月 9日改定、同日より発効

文書名	認証業務規程別表 2
管理番号	B 0 2 - 0 8
承認日	2019年7月2日

別表 2 年次確認調査手数料の額および徴収方法（第10条第1項関係）

1. 年次確認調査手数料

有機農産物についての生産行程管理者

ほ場・採取場・栽培場（原木林地栽培）の認証ほ場面積

申請ほ場面積	認証手数料
10アール以内	33,000円
20アール以内	35,750円
30アール以内	38,500円
40アール以内	44,000円
50アール以内	49,500円
75アール以内	55,000円
100アール以内	60,500円
150アール以内	66,000円
200アール以内	71,500円

*200アールを超える場合は30アールごとに3,300円を加算。
 *グループ申請の場合は2名以降11名まで1名につき13,200円を加算する。12名以降は1名につき11,000円を加算する。
 *グループ申請でなくても申請ほ場等が複数県にまたがるなど広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について13,200円を加算する。

施設栽培きのこ・スプラウト類

個人の生産行程管理者 / 77,000円

団体及び法人の生産行程管理者 / 132,000円

有機加工食品についての生産行程管理者

個人の生産行程管理者 / 77,000円

団体及び法人の生産行程管理者 / 132,000円

小分け業者

個人の生産行程管理者 / 77,000円

団体及び法人の生産行程管理者 / 132,000円

※ただし二種類の農林物資について小分けする事業者にあっては一方の調査手数料を半額に減免する。

2. 年次確認調査手数料の徴収方法

年次確認調査通知が当該登録認証機関から認証事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年 2月23日改定
3. 2014年 2月11日改定。同年4月1日より発効
4. 2014年 6月28日改定

- 5. 2017年 1月31日改定
- 6. 2017年 7月26日改定
- 7. 2017年12月18日改定、2018年4月1日より発効

文書名	認証業務規程別表 2
管理番号	B 0 2 - 0 9
承認日	2022年6月9日

別表 2 年次確認調査手数料の額および徴収方法（第10条第1項関係）

1. 年次確認調査手数料

有機農産物についての生産行程管理者

ほ場・採取場・栽培場（原木林地栽培）の認証ほ場面積

申請ほ場面積	認証手数料
10アール以内	33,000円
20アール以内	35,750円
30アール以内	38,500円
40アール以内	44,000円
50アール以内	49,500円
75アール以内	55,000円
100アール以内	60,500円
150アール以内	66,000円
200アール以内	71,500円

- *200アールを超える場合は30アールごとに3,300円を加算。
- *グループ申請の場合は2名以降11名まで1名につき13,200円を加算する。12名以降は1名につき11,000円を加算する。
- *グループ申請でなくても申請ほ場等が複数県にまたがるなど広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について13,200円を加算する。

施設栽培きのこ・スプラウト類

個人の生産行程管理者／ 77,000円

団体及び法人の生産行程管理者／132,000円

*グループ申請の場合は2名以降11名まで1名につき13,200円を加算する。12名以降は1名につき11,000円を加算する。

*グループ申請でなくても申請施設等が複数県にまたがるなど広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について13,200円を加算する。

有機加工食品についての生産行程管理者

個人の生産行程管理者／ 77,000円

団体及び法人の生産行程管理者／132,000円

*複数の工場を一体的に申請する場合は2工場以降1工場について認証手数料と同額を加算する。

小分け業者

個人の生産行程管理者／ 77,000円

団体及び法人の生産行程管理者／132,000円

*二種類の農林物資について小分けする事業者にあっては一方の認証手数料を半額に減免する。

*複数の事業所を一体的に申請する場合は2事業所以降1事業所について認証手数料の半額

を加算する。

2. 年次確認調査手数料の徴収方法

年次確認調査通知が当該登録認証機関から認証事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年 2月23日改定
3. 2014年 2月11日改定。同年4月1日より発効
4. 2014年 6月28日改定
5. 2017年 1月31日改定
6. 2017年 7月26日改定
7. 2017年12月18日改定、2018年4月1日より発効
8. 2019年 7月 2日改定、2019年10月 1日より発効
9. 2022年 6月 9日改定、同日より発効
8. 2019年 7月 2日改定、2019年10月 1日より発効

文書名	認証業務規程別表 3
管理番号	B 0 3 - 0 6
承認日	2019年7月2日

別表 3 再調査手数料の額及び徴収方法（第10条第2項関係）

1. 再調査手数料

有機農産物についての生産行程管理者

1 件の再調査につき22,000円

有機加工食品についての生産行程管理者

1 件の再調査につき22,000円

小分け業者

1 件の再調査につき22,000円

※上記の再調査手数料には実地調査に要した時間に加え往復に要した時間、実地調査報告書作成、判定に要する経費をすべて含む。

2. 再調査手数料の按分について

再調査は認証業務規程第32条で求めた回答について、もしくは第34条第4項で求めた是正について、全面的または部分的な再調査が必要であると判定会が認めたときに行われるものであるが、再調査の実施の原因があきらかに認証申請者もしくは認証事業者の側にある場合は再調査に要した再調査手数料は全額を認証申請者もしくは認証事業者が負担するものとする。再調査の実施の原因があきらかに本会の側にある場合は再調査に要した再調査手数料は全額を本会が負担するものとする。そのどちらでもない場合は再調査後に本会と認証申請者もしくは認証事業者との間で協議して按分を決定するものとする。

3. 再調査手数料の徴収方法

再調査手数料は実地調査後、請求書が当該登録認証機関から認証申請者もしくは認証事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

附則

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年11月30日改定
3. 2014年 2月11日改定、同年4月1日より発効
4. 2017年 1月31日改定
5. 2018年 3月11日改定、2018年 4月 1日より発効
6. 2019年 7月 2日改定、2019年10月 1日より発効

文書名	認証業務規程別表 4
管理番号	B 0 4 - 0 6
承認日	2019年7月2日

別表 4 臨時確認調査手数料の額および徴収方法（第10条第3項関係）

1. 臨時確認調査手数料

(1) ほ場・採取場・栽培場（原木林地栽培）の申請ほ場面積

申請ほ場面積	調査手数料	
10アール以内	22,000円	＊200アールを超える場合は30アールごとに2,200円を加算。 ＊グループ申請の場合は2名以降11名まで1名につき13,200円を加算する。12名以降は1名につき11,000円を加算する。 ＊グループ申請でなくても申請ほ場等が複数県にまたがるなど広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について13,200円を加算する。
20アール以内	24,200円	
30アール以内	26,400円	
40アール以内	28,680円	
50アール以内	30,800円	
75アール以内	33,000円	
100アール以内	35,200円	
150アール以内	37,400円	
200アール以内	39,600円	

(2) 上記以外の臨時確認調査

有機農産物についての生産行程管理者

1 件の臨時確認調査につき22,000円

有機加工食品についての生産行程管理者

1 件の臨時確認調査につき22,000円

小分け業者

1 件の臨時確認調査につき22,000円

※年次確認調査時に併せて変更届に伴う臨時確認調査を実施する場合は別表 2 の手数料を徴収する。

※上記 (1) (2) (3) の臨時確認調査手数料には実地調査に要した時間に加え往復に要した時間、実地調査報告書作成、判定に要する経費をすべて含む。

2. 臨時確認調査手数料の徴収方法

臨時確認調査手数料は実地調査後、請求書が当該登録認証機関から認証事業者に届いてから 10 日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年 2月23日改定
3. 2014年 2月11日改定。同年4月1日より発効
4. 2017年 1月31日改定

5. 2017年12月18日改定、2018年 4月 1日より発効
6. 2019年 7月 2日改定、2019年10月 1日より発効

文書名	認証業務規程別表 5
管理番号	B 0 5 - 0 5
承認日	2019年7月2日

別表 5 緊急確認調査手数料の額及び徴収方法（第10条第4項関係）

1. 緊急確認調査手数料

有機農産物についての生産行程管理者

1 件の緊急確認調査につき22,000円

有機加工食品についての生産行程管理者

1 件の緊急確認調査につき22,000円

小分け業者

1 件の緊急確認調査につき22,000円

※上記の緊急確認調査手数料には実地調査に要した時間に加え往復に要した時間、実地調査報告書作成、判定に要する経費をすべて含む。

2. 緊急確認調査手数料の按分について

緊急確認調査は認証事業者が認証事項の変更をしたことを知ったとき、もしくは第三者からの情報提供その他の方法により認証事業者が認証の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときに緊急に行われるものであるが、緊急確認調査の結果あきらかに認証の技術的基準に適合しないことが判明した場合はそれに要した緊急確認調査手数料は全額を認証事業者が負担するものとする。緊急確認調査の結果あきらかに認証の技術的基準に適合していたことが判明した場合はそれに要した緊急確認調査手数料は全額を本会が負担するものとする。そのどちらでもなかった場合は緊急確認調査後に本会と認証事業者との間で協議して按分を決定するものとする。

3. 緊急確認調査手数料の徴収方法

緊急確認調査手数料は実地調査後、請求書が当該登録認証機関から認証事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

附則

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2014年2月11日改定。同年4月1日より発効
3. 2017年1月31日改定
4. 2018年 3月11日改定、2018年 4月 1日より発効
5. 2019年 7月 2日改定、2019年10月 1日より発効

文書名	認証業務規程別表 6
管理番号	B 0 6 - 0 5
承認日	2018年3月11日

別表 6 実地調査に伴う宿泊費および交通費等

1. 実地調査に伴う宿泊費

実地調査に宿泊を伴う場合の宿泊費は10,000円を超えない範囲で認証申請者もしくは認証事業者が実費を負担する。

2. 交通費等

検査員の自宅から実地調査場所までの間で、公共交通機関およびタクシー等を利用した実費を請求することができる。

(1) 飛行機を利用した場合

- ・ファーストクラス、ビジネスクラスは請求することができない。

(2) 鉄道を利用した場合

- ・グリーン車料金は請求することができない。

(3) 船舶を利用した場合

- ・1等船室以上は請求することができない。

(4) 車を利用した場合

- ・距離数 (k m) に30円を乗じた額
- ・有料道路を利用した場合の利用料金
- ・有料駐車場を利用した場合の利用料金

3. 実地調査に伴う宿泊費および交通費等の按分について

(1) 複数の事業者を同時期に調査するとき交通費等の実費を当該事業者で按分することができる。

(2) 再調査の場合

認証業務規程別表 3 の 2 「再調査手数料の按分について」の考え方に基づいて本会もしくは認証申請者もしくは認証事業者が負担する。

(3) 緊急確認調査の場合

認証業務規程別表 5 の 2 「緊急確認調査手数料の按分について」の考え方に基づいて本会もしくは認証事業者が負担する。

4. 宿泊費および交通費等の徴収方法

実地調査に伴う宿泊費および交通費等については実地調査当日に精算する。もしくは実地調査後、請求書が当該登録認証機関から認証事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2014年12月6日改定
3. 2016年 7月2日改定
4. 2017年 1月31日改定
5. 2018年 3月11日改定、2018年4月1日より発効

文書名	認証業務規程別表 7
管理番号	B 0 7 - 0 3
承認日	2018年3月11日

別表 7 日本国外における調査に伴う実費および交通費等

1. 日本国外において調査を行う際に生ずる宿泊・通訳・予防注射・査証手数料・外貨交換手数料・入出国税・空港利用税等の付随的費用は実費を請求することができる。

2. 交通費等

検査員の自宅から実地調査場所までの間で、公共交通機関およびタクシー他を利用した実費を請求することができる。

(1) 飛行機を利用した場合

- ・ファーストクラス、ビジネスクラスは請求することができない。

(2) 鉄道を利用した場合

- ・グリーン車クラス料金は請求することができない。

(3) 船舶を利用した場合

- ・1等船室以上は請求することができない。

(4) 車を利用した場合

- ・距離数 (k m) に30円を乗じた額
- ・有料道路を利用した場合の利用料金
- ・有料駐車場を利用した場合の利用料金

3. 付随的費用および交通費等の徴収方法

日本国外において調査を行う際に生ずる付随的費用および交通費等については実地調査後、請求書が当該登録認証機関から認証申請者もしくは認証事業者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2017年 1月31日改定
3. 2018年 3月11日改定、2018年4月1日より発効

文書名	認証業務規程別表 8
管理番号	B 0 8 - 0 8
承認日	2021年 7月17日

別表 8 講習会の料金（第12条第1項関係）

1. 講習会の料金

認証業務規程第 4 5 条に基づいて行う講習会の料金は 3 3, 0 0 0 円とする

2. 出張講習会の講師派遣に必要な費用

本会事業所以外の場所において開催する講習会（出張講習会）に要する講師派遣の実費は、認証業務規程別表 6 に定める実地調査に伴う宿泊費および交通費等と同様とする。

（附則）

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2014年 2月11日改定。同年4月1日より発効
3. 2015年 6月9日改定
4. 2017年 1月31日改定
5. 2018年 3月11日改定、2018年 4月 1日より発効
6. 2019年 7月 2日改定、2019年10月 1日より発効
7. 2020年12月 7日改定
8. 2021年 7月17日改定、2021年10月 1日より発効

文書名	認証業務規程別表 9
管理番号	B 0 9 - 0 4
承認日	2019年7月2日

別表 9 交付手数料の額及び徴収方法（第12条第2項関係）

1. 交付手数料

財務諸表等の書面の謄本または抄本による交付 1,100円＋送料実費

財務諸表等の電磁的記録を電磁的方法による交付 1,100円＋送料実費

2. 交付手数料の徴収方法

請求書が当該登録認証機関から申請者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

（附則）

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2014年 2月11日改定、同年4月1日より発効
3. 2018年 3月11日改定、2018年 4月 1日より発効
4. 2019年 7月 2日改定、2019年10月 1日より発効

文書名	認証業務規程別表10
管理番号	B 1 0 - 0 5
承認日	2019年7月2日

別表 1 0 資料代および再交付手数料の額及び徴収方法（第12条第3項および第4項関係）

1. 資料代

(1) 申請マニュアル

1,100円＋送料実費（電子メールによる場合は無料）

(2) 清刷（有機 J A S マーク）

550円＋送料実費（電子メールによる場合は無料）

2. 再交付手数料

(1) 認証書

1,100円＋送料実費

(2) 修了証

1,100円＋送料実費

(3) 年次確認調査終了通知書

550円＋送料実費

2. 資料代・再交付手数料の徴収方法

請求書が当該登録認証機関から申請者に届いてから 1 0 日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2014年 2月11日改定、同年4月1日より発効
3. 2017年 7月26日改定
4. 2018年 3月11日改定、2018年 4月 1日より発効
5. 2019年 7月 2日改定、2019年10月 1日より発効

文書名	認証業務規程別表11
管理番号	B 1 1 - 0 1
承認日	2021年7月17日

別表 1 1 輸出証明書の発行手数料及び徴収方法（第52条関係）

1. 輸出証明書の発行手数料

	出荷額	手数料
	1円～ 10,000円	550円
	10,001円～ 100,000円	1,100円
	100,001円～ 500,000円	3,300円
	500,001円～ 1,000,000円	5,500円
	1,000,001円～ 2,000,000円	7,700円
	2,000,001円～	11,000円

※ 1 送料は実費

※ 2 依頼主から訂正の依頼があった場合の再発行手数料：1,100円

2. 発行手数料・再発行手数料の徴収方法

請求書が当該登録認証機関から申請者に届いてから10日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2021年10月1日より施行する